

報告第十二号

平成二十六年 度江戸川区一般会計の事故繰越の繰越使用について

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十三条第三項の規定により、平成二十六年 度江戸川区一般会計の事故繰越の繰越使用について、別紙計算書のとおり報告する。

平成二十七年 六月二十三日

江戸川区長 多田正見

平成26年度 江戸川区一般会計事故繰越繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
2 経営企画費	1 経営企画費	情報化推進事務費 (子ども・子育て支援新制度 保育・幼稚園システム開発)	千円 86,978	千円 0	千円 86,978	千円 0	千円 86,978	千円 48,140	千円 0	千円 38,838	欄外に記述
10 子ども家庭費	1 児童福祉費	子育て支援事務費 (子ども・子育て支援新制度 保育・幼稚園システム開発)	千円 62,099	千円 0	千円 62,099	千円 0	千円 62,099	千円 42,482	千円 0	千円 19,617	欄外に記述
合 計			千円 149,077	千円 0	千円 149,077	千円 0	千円 149,077	千円 90,622	千円 0	千円 58,455	

(説明)

本事業は、平成27年4月1日施行の子ども・子育て支援新制度に対応するため、保育・幼稚園システムにおける共通基盤の改修及びシステムの追加開発を行うものである。
江戸川区は受託者に常に履行期限を確認し、年度内の開発完了が可能との回答を得てきたが、保育・幼稚園システムの稼働直前にデータ移行を実施したところ、障害が発生した。
受託者に速やかな原因究明及び対策を指示したが、受託者より年度内の開発完了が困難であるとの申出があったため、やむを得ず年度内の開発完了を断念し、完了後に支払予定であった委託料を翌年度へ繰り越すこととした。

平成27年6月23日
江戸川区長 多田正見